

平成30年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（金融庁）

○ 庁全体における取組

- 幹部職員からのメッセージの発信
 - ・幹部職員から全職員に向けて、ワークライフバランス推進に向けたメッセージを定期的に発信し、職員の意識改革を図る
- 「ゆう活」と超過勤務縮減の徹底
 - ・全庁一斉消灯を実施（7、8月の第1、第3水曜日予定）
 - ・超過勤務の縮減目標を掲げることを通じ、働き方の見直しに取り組む
また、特に超勤の多い職員については、官房部門が直接、原因を確認の上、必要に応じて指導等の対応を実施
 - ・超過勤務の内容の見える化による職場マネジメントの改善
- フレックスタイム制度に関する好事例の周知
 - ・職員の柔軟な働き方の実現に資するため、「ゆう活」を機に制度の理解・活用を促進
- テレワークの推進強化
 - ・7月・8月を「テレワークお試し月間」と位置付け、テレワークの利用を促進
- 休暇（年次休暇・夏季休暇）等の一層の取得促進
 - ・夏季休暇（3日間）と年次休暇を組み合わせ、1週間以上の連続休暇の取得を促進
 - ・特に超勤の多い職員や困難・ストレスフルな業務に従事している職員に対しては、リフレッシュ休暇の取得態勢を実施
 - ・「男の産休」の取得促進に向け、チェックシートを活用するなど、管理職を含めた職員への周知徹底を図る
- テレワーク・ゆう活の実施状況を課室毎に「見える化」（ポータルサイトへの掲載等）

○ 各職場単位における取組

- 会議や打合せの運営方法の見直し
 - ・参加人数や資料の最小限化など、会議の効率化を図るほか、庁内における各種会議（審議会を含む）において、導入に向けた検討を行い、ペーパーレス運営を試行的に実施
- 業務の予定・進捗状況の見える化による組織内コミュニケーションの強化
 - ・業務内容や予定の見える化により、部下の業務の進捗状況を確認し、仕事の方向性を再確認するなど効率化を図る

○ 「ゆう活」実施概要

- ・実施期間：平成30年7月及び8月の2か月間
- ・実施概要等：職員の希望や業務状況に応じて、月間中1日以上の実施日を職員個人単位で設定し、実施（特に水曜日を推奨） ※実施に当たっては、フレックスタイム制の活用を推奨する